

平成27年9月関東・東北豪雨災害により  
被害を受けられた皆さまへ  
(給付・減免・支援制度について)

常総市

## 内容

家屋の「り災証明」の申請および発行について.....	3
「被災証明書」の申請および発行について.....	3

### 給付制度などについて

被災者生活再建支援制度.....	4
災害援護資金.....	5
常総市災害見舞金.....	6
住宅に関する支援制度.....	6

### 減免制度などについて

税の減免・期限の延長・口座振替納付.....	7
上下水道使用料・農業集落排水事業料金の減免.....	7
介護保険料の減免、利用者負担の減免.....	7

### 農業者向け支援制度

系統農業災害資金.....	8
系統生活災害資金.....	8

### 事業所向け支援制度

経営などに関する特別相談.....	9
小規模企業共済災害時貸付.....	9
セーフティネット保証4号.....	10
災害復旧貸付.....	10

### その他

国勢調査について.....	11
緊急車両通行のため、道路上の放置車両の移動を行いました.....	11
平成27年度臨時福祉給付金の受け付けについて.....	11
第10回特別弔慰金の地区別受け付けについて.....	11
敬老祝金・家族介護慰労金の支給について.....	11

### 市役所の施設について

図書館臨時休館のお知らせ.....	12
社会教育施設休止のお知らせ.....	12

※平成27年9月29日現在の情報です。

今後、新しい制度が決まり次第お知らせします。

## 家屋の「り災証明」の申請および発行について

被害を受けた家屋の被害調査に基づき、当該建物に居住されている方に、り災証明書を発行します。

申請場所 市役所本庁舎1F市民ホール入口、石下庁舎暮らしの窓口センター  
申請時間 午前8時30分～午後5時15分  
発行手数料 無料  
問い合わせ 税務課 TEL23-2907

現在、家屋の被害調査を個別に実施しております。調査終了後、申請のあった方に10月初旬から順次郵送していますので、しばらくお待ちください。

## 「被災証明書」の申請および発行について

自動車や家財などの被害に対して、所有者の方に被災証明書を発行します。

申請に必要なもの 印鑑  
申請場所 市役所本庁舎1F市民ホール入口、石下庁舎暮らしの窓口センター  
申請時間 午前8時30分～午後5時15分  
発行手数料 無料  
問い合わせ 安全安心課 TEL39-6000

**※り災証明書・被災証明書は、保険の請求や各種制度の提出などに必要とされる証明書です。**

# 給付制度などについて

## 被災者生活再建支援制度

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。</li> <li>・支給額は下記 2 つの支援金の合計になります（ただし、世帯人数が 1 人の場合、各該当欄の金額が 4 分の 3 になります。）</li> <li>○ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="339 539 1366 689"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="339 734 1366 934"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 回目に賃借 50 万円で申請し、2 回目に建設・購入で申請した場合、支給額は差額の 150 万円となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申込期間 基礎支援金：災害のあった日から 13 か月の間 加算支援金：災害のあった日から 37 か月の間</li> </ul>			住宅の被害程度		全壊	大規模半壊	支給額	100 万円	50 万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
	住宅の被害程度																				
	全壊	大規模半壊																			
支給額	100 万円	50 万円																			
	住宅の再建方法																				
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																		
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																		
<p>活用できる方</p>	<p>被害認定を受けられた方で、住宅が全壊または大規模半壊と認定された世帯（被害の程度は「り災証明書」に記載されます。）が対象となります（ただし、住宅を取り壊さなければならない特別な事情がある場合は、上記の被災区分以外でも考慮の対象となりますので、ご相談ください。）</p>																				
<p>申請の方法</p>	<p>社会福祉課窓口まで、以下のものをご持参いただきお手続きください。 ※申請開始時期につきましては、後日お知らせいたします。</p>																				
<p>申請書類</p>	<p>【持参物】</p>	<p>○印鑑、振込口座のわかる預金通帳、住民票、り災証明書（原本） ○加算支援金を受ける場合は購入や契約書などの写し</p>																			
	<p>【窓口配付】</p>	<p>○申請書</p>																			
<p>支給の時期</p>	<p>処理が整い次第のお振り込みとなります。 ※ ただし提出書類において訂正などがない場合に限りです。</p>																				
<p>問い合わせ</p>	<p>社会福祉課 TEL：23-2912</p>																				

# 災害援護資金

支援の内容	災害により負傷または住居・家財に損害を受けた方に対して、生活再建に必要な資金を貸し付けします。 ○ 貸付限度額(被害の種類、程度に応じ次のとおりです。)		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	
エ 住居の滅失または流出	350万円		
○ 貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)		
○ 据置期間	3年		
○ 償還期間	10年(据置期間を含む。)		
○ 連帯保証人	必要(申請世帯と同一世帯の方は不可)		
活用できる方	・以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ②家財の3分の1以上の損害 ③住居の半壊または全壊・流出 ・以下のとおり所得制限があります。		
	世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円以下	
	2人	430万円以下	
	3人	620万円以下	
	4人	730万円以下	
5人以上	一人増えるごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
申請の方法	社会福祉課窓口まで、り災証明書を持参の上、ご相談ください。 ※申請開始時期につきましては、後日お知らせいたします。		
必要なもの	申請書、印鑑登録のしてある印鑑(申請者および連帯保証人)、診断書(世帯主に1か月以上の負傷がある場合)、り災証明書((原本)家屋の被害の場合)、所得証明書、住民票 など		
貸付時期	処理が整い次第のお振り込みとなります。		
問い合わせ	社会福祉課 TEL:23-2912		

# 常総市災害見舞金

支援の内容	市内において被災された市民の方に対して見舞金を支給します。
活用できる方	被災時、常総市民で災害により住んでいる住居に床上浸水以上の被災を受けた場合（なお、被害の程度は「り災証明書」に記載されます。） ※ 住居……現に居住のために使用している建物をいいます。
問い合わせ	秘書広聴課 TEL：23-2901

## 住宅に関する支援制度

### 1. 住宅の応急修理制度

平成27年9月関東・東北豪雨により「大規模半壊または半壊した住宅」の応急修理にかかる費用の一部を市が助成する制度です。

#### ①対象となる世帯

- ・大規模半壊または半壊の被害を受けたこと（市が発行するり災証明書が必要となります。）
- ・応急修理を行うことによって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
- ・原則として公的住宅などの無償提供を受けないこと

※その他所得などの要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

#### ②基準額など

応急修理のため支出できる費用は、1世帯あたり56万7千円以内が限度額となります。

#### ③住宅の応急修理の範囲

屋根などの基本部分、上下水道などの配管、トイレなどの衛生設備などの日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

（対象外の例：平成27年9月関東・東北豪雨の被害と直接関係のない修理、内装に関するもの、家電製品など）

#### ④申請方法

建設課 TEL30-6200へお問い合わせください。

### 2. 公的住宅等の無償提供

平成27年9月関東・東北豪雨により住宅が被災した方を対象に、公営住宅などの無償提供（期限付き）を行っています。

#### ①対象となる世帯

市が発行するり災証明書で「全壊」と判断されたこと

#### ②入居できる住宅

常総市・近隣市町村にある県営住宅、国家公務員住宅、UR住宅

#### ③注意事項

9/26(土)、9/27(日)、9/28(月)に第1次公募を行ったところですが、10月以降についても、必要に応じて入居者受け付けを行います。詳しくは下記へお問い合わせください。

問い合わせ 県土木部都市局 住宅課 TEL029-301-4750

# 減免制度などについて

## 税の減免・期限の延長・口座振替納付

### ○減免

個人の市・県民税、固定資産税、国民健康保険税について、被災者の所有に係る固定資産に受けた被害の程度により減免します。

※家屋の被害調査に基づき、市税減免該当者には郵送で連絡します。

### ○納期限の延長

鬼怒川東部地区にお住まいの方は9月10日以降に到来する納期限について11月25日まで延長します。

### ○口座振替納付

口座振替納付の方については、毎月納期一覧のとおり振り替えいたします。口座振替の一時停止を希望される方は、「口座振替一時停止申出書」を提出してください。（電話可）  
（口座振替を停止した場合の納期限は、延長した期限日となります。）

また、納付書が水没してしまった方には、収税課で再発行いたします。

問い合わせ 減免・期限の延長…税務課 TEL23-2907

健康保険課 TEL23-2910

口座振替納付…収税課 TEL23-2908

## 上下水道使用料・農業集落排水事業料金の減免

鬼怒川東部地区の上下水道料および農業集落排水使用料につきましては、9月分および検針を再開する（11月見込み）まで減免いたします。申請は不要です。

鬼怒川西部地区の上下水道料および農業集落排水使用料についての減免はありませんが、水道課事務所水没の影響で、検針や料金賦課事務ができませんので、検針再開（11月見込み）次第9月分以降の納付書およびお支払方法などをお知らせいたします。

問い合わせ 下水道課内 水道課仮事務所 TEL：23-2924

## 介護保険料の減免、利用者負担の減免

平成27年9月関東・東北豪雨により、お住まいの住宅および家財に著しい損害があった場合、申請によりその程度に応じて保険料の減免、徴収の猶予をします。また、被災された方が介護サービスを利用された場合、利用料の一部を軽減できる場合があります。

問い合わせ 高齢福祉課 TEL：23-2913

# 農業者向け支援制度

## 系統農業災害資金

### 支援の内容

災害被害農家（農協正組合員）の農業再生産の確保および農業経営安定に資するための一切の資金を貸し付けます。

- 貸付限度：500万円以内
- 貸付期間：5年以内（据え置き期間は1年以内）
- 貸付利率：0.5%（固定金利）
- 担保：不要
- 保証：茨城県農業信用基金協会の債務保証
- 返済方法：元金均等返済

### 活用できる方

災害被害農家（農協正組合員）

問い合わせ 常総ひかり農業協同組合 TEL：0296-30-1211（代）

## 系統生活災害資金

### 支援の内容

災害被災農家（農協正・准組合員）の生活維持の安定に必要な住宅の補修、家具・家財などの買い換え、自動車の修理・買い換えなどの資金を貸し付けます。

- 貸付限度：500万円以内
- 貸付期間：10年以内（据え置き期間は1年以内）
- 貸付利率：1.0%（固定金利）
- 担保：原則として不要
- 保証：原則として茨城県農業信用基金協会の債務保証または個人保証
- 返済方法：元金均等返済

### 活用できる方

災害被災農家等で組合員（年収制限あり 正組合員150万円以上、准組合員200万円以上）

問い合わせ 常総ひかり農業協同組合 TEL：0296-30-1211（代）



# 事業所向け支援制度

## 経営などに関する特別相談

支援の内容	常総市商工会では、市内で平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により被災された市内の中小企業の皆さまからの経営などに関する特別相談を行います。
活用できる方	市内で事業を営む中小企業者・小規模事業者
問い合わせ	常総市商工会 石下事務所 TEL：42-3155

## 小規模企業共済災害時貸付

支援の内容	<p>小規模共済制度へ加入後、一定の要件を満たしている共済契約者へ貸し付けを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 貸付限度額 原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</li><li>○ 貸付利率 年0.9%（平成27年9月11日現在）</li><li>○ 貸付期間 貸付金額500万円以下 36か月 505万円以上 60か月</li><li>○ 償還方法 6か月ごとの元金均等割賦償還</li><li>○ 担保、保証人 不要</li><li>○ 借入窓口 商工組合中央金庫本・支店</li></ul>
活用できる方	小規模共済制度に加入後、貸付判定時（4月末日および10月末日）までに12か月以上の掛金を納付している共済契約者
問い合わせ	常総市商工会 石下事務所 TEL：42-3155

## セーフティネット保証4号

<p>支援の内容</p>	<p>自然災害などの突発的事由（噴火・地震・台風など）により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の安定化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象資金 経営安定資金</li> <li>○ 保証割合 100%保証</li> <li>○ 保証限度額 無担保 8,000万円、普通2億円（別枠）</li> <li>○ 保証人 原則第三者保証人は不要</li> </ul>
<p>活用できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること</li> <li>・ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高などが前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高などが前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（売上高などの認定について、市区町村長の認定が必要）※詳細は、後日お知らせいたします。</li> </ul>
<p>問い合わせ</p>	<p>商工観光課 TEL：23-9088</p>

## 災害復旧貸付

<p>支援の内容</p>	<p>日本政策金融公庫では、災害復旧貸付の融資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政策金融公庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付 7,500万円）</li> <li>国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付 1,500万円）</li> </ul> </li> <li>・ 商工組合中央金庫 → 別枠で1億5,000万円</li> </ul> </li> <li>○ 貸付利率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政策金融公庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業事業 → 基準利率 1.4%</li> <li>国民生活事業 → 基本利率（災害貸付）1.45%</li> </ul> </li> <li>・ 商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談のうえ決定）</li> </ul> </li> <li>○ 貸付期間 設備資金・運転資金とも10年以内（据置期間2年以内）</li> <li>○ 担保特例 日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業） → 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。</li> </ul>
<p>活用できる方</p>	<p>災害により被害を被った中小企業・小規模事業者</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>常総市商工会 石下事務所 TEL：42-3155</p>

# その他

## 国勢調査について

当市における平成27年国勢調査は、平成27年9月関東・東北豪雨の影響により、一時休止といたします。再開時期につきましては現時点では未定です。

詳しくは、後日お知らせします。

問い合わせ 企画課 TEL23-2902

## 緊急車両通行のため、道路上の放置車両の移動を行いました

災害対策基本法第76条の6に基づき、常総市内の道路上に放置されていた車両を下記のとおり移動しましたが、車両の所有者と連絡が取れていません。

保管場所から車両を移動させる際は、念のため道路管理者にご連絡ください。

なお、保管場所での一切の責任は負いませんのであらかじめご了承ください。

### ■保管場所

市役所南側駐車場（水海道諏訪町）

問い合わせ 建設課 TEL30-6200

県常総工事事務所道路管理課 TEL42-2505

## 平成27年度臨時福祉給付金の受け付けについて

平成27年度臨時福祉給付金の申請受付はしばらくの間中止とさせていただきます。

再度、受付期間を設定し、対象の未申請の方には申請書を再送させていただきます。

問い合わせ 社会福祉課 TEL23-2912

## 第10回特別弔慰金の地区別受け付けについて

10月に予定していましたが、第10回特別弔慰金の地区別受付は会場が使用できなくなったため、延期とさせていただきます。地区別受付の新たな日程については、市ホームページや広報紙などでお知らせいたします。

問い合わせ 社会福祉課 TEL23-2912

## 敬老祝金・家族介護慰労金の支給について

9月に支給予定していましたが、敬老祝金と家族介護慰労金は、10月13日（月）から民生委員に依頼します。地区担当民生委員を通しての支給となります。

支給の際は、受領印が必要になります。

問い合わせ 高齢福祉課 TEL：23-2913

# 市役所の施設について

## 図書館臨時休館のお知らせ

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の影響で、しばらくの間休館となります。なお、返却本などにつきましては、当面、事務室において午前 9 時～午後 5 時まで受け付けております。再開の日程が決まり次第、市ホームページや広報紙などでお知らせいたします。

問い合わせ 図書館 TEL 23-5556

## 社会教育施設休止のお知らせ

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の影響で、次の社会教育施設はしばらくの間使用休止となります。使用・申込受付の再開は随時お知らせします。

※被害を受けていない施設についても、災害復興に向けての利用も考えられますので、一般の利用はお控えいただきます。

施設名				
生涯学習センター	地域交流センター	水海道公民館	大生公民館	五箇公民館
三妻公民館	大花羽公民館	菅原公民館	豊岡公民館	坂手公民館
内守谷公民館	菅生公民館	石下中央公民館	石下西公民館	石下文化センター
岡田文化センター	豊田文化センター	玉文化センター	中三坂集会所	石下集会所
青少年の家				

問い合わせ 生涯学習課 TEL 30-8880